福祉課から

障害児通所支援利用者負担額助成事業の対象拡大について

障害児通所支援を利用している子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童発達支援（未就学児童）を利用したときの利用者負担額を助成しています。

４月１日から放課後等デイサービス（就学後児童）も助成対象として拡大しましたのでお知らせします。

■助成対象

町長から受給者証の交付を受けた、障害児通所支援を利用する児童の保護者

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1312）

令和４年度 慰霊巡拝の実施予定について

肉親が亡くなった現地で慰霊や追悼を行うため、旧主要地域となった陸上や遺骨収集の望めない海上等における戦没者、旧ソ連地域やモンゴル地域において抑留中に死亡した方の遺族を対象として、慰霊巡拝を行っています。

詳しい内容についてのお問い合わせや、参加を希望する方は下記担当へご連絡ください。

申込締め切り日は地域によって異なりますが、一番早い地域で5月13日までですので、お早めの申し込みをお願いします。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

町民課から

春の一斉清掃を実施します

実施日 5月8日(日)

※新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、延期または中止とする場合があります。その場合は町ホームページなどでお知らせします。

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、町をきれいにする春の一斉清掃を実施します。地域、町内会で計画を立て、みんなでごみを拾いましょう。

なお、地域や町内会によって実施日が違う場合がありますので、町内会に確認の上、参加してください。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用の上、参加してください。

一斉清掃に参加するときのお願い

- 回収するごみは、**もえるごみ**（紙類、繊維類、食物類、皮革類）、**もえないごみ**（金属、ビン類等）、**ペットボトル**、**かん**に分別してください。
  ※一斉清掃では、リサイクル分別を行いません。
- 町指定のごみ袋か、透明または半透明の袋を使用してください。
  ごみの収集袋として肥料袋は使用しないでください。
- 廃タイヤ、廃家電など、不法投棄されたものは、収集せずに下記担当までご連絡ください。現地確認の上、町で対応します。
- 家庭や町内会から出たごみの持ち込みは、絶対にしないでください。
- マスクの着用、互いの距離を保つなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取って実施してください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

国民健康保険のお知らせ

退職や就職などで職場の健康保険資格を脱退・加入した方は届け出が必要です。

退職や就職などによる国民健康保険（国保）の切り替え（加入や脱退）は自動的に行われないため、ご自身で届け出る必要があります。会社を退職して保険証を返却した後、国保に加入する届け出をせずに無保険状態になったり、国保に加入していた方が就職で職場の健康保険に加入した際に、国保を脱退する届け出をしていなかったりということが、この時期に起こりがちです。心当たりがある方は、下記のQ&Aをご参照の上、お早めに届け出をお願いします。

よくあるお問い合わせ

Q退職し、職場の健康保険の資格を喪失しましたが、どうしたらいいですか？

A退職後すぐに再就職し、切れ目なく社会保険等に加入する場合を除き、国民健康保険の加入の届け出が必要です。

【国保に加入する場合】

■手続きに必要なもの

●社会保険の資格喪失証明書または離職票など（退職日が確認できる証明書）

●印鑑　●マイナンバーカード（通知書）　●本人確認ができる証明書

※加入の届け出が遅れると

加入の資格を得た月まで、さかのぼって資格を取得し、国保税を納めることになります。

Q国保に加入していましたが、就職して社会保険に加入しました。届け出は必要ですか？

A国保の資格喪失の届け出が必要です。届け出がないと、重複加入となり、国保税と社会保険料の両方が請求されることとなります。

Q短期間、職場の健康保険に加入することになりました。国保脱退の届け出は必要ですか？

A短期間でも、職場の健康保険に加入する場合は、届け出が必要です。届け出がないと、重複加入となり、国保税と社会保険料の両方が請求されることとなります。

【国保を脱退する場合】

■手続きに必要なもの

●社会保険の資格取得証明書または職場から交付された健康保険証　●印鑑

●マイナンバーカード（通知書）　●本人確認ができる証明書

※脱退の届け出が遅れると

国保資格がなくなった後に国保の保険証を使って医療機関を受診した場合は、国保が負担した分の医療費を返還する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の臨時的措置として、職場の健康保険加入による国保脱退の手続きについて、郵送での手続きを受け付けています。ご希望の方は下記担当までお問い合わせください。

問合せ／国民健康保険担当　（内線1215～1217）

春のすずらん無料法律相談のお知らせ

釧路弁護士会では、釧路弁護士会管内で弁護士が定住しておらず、法律事務所が開設されていない町村において、５月に無料法律相談を企画しており、本町でも右記のとおり開催します。

弁護士不在地区における無料相談は、住民の生活の安全を図るための有益な方策です。

また、弁護士の存在を身近に感じていただく良い機会です。どうぞ気軽にご相談ください。

■相談日時　５月19日㈭
午後１時30分から午後５時

■相談場所　別海町役場

■相 談 料　無料

■予約期間　５月６日㈮から13日㈮　※予約制

予約・問合せ／町民生活担当（内線1212）